

マルホ皮膚科セミナー

2016年4月28日放送

「第67回日本皮膚科学会西部支部学術大会⑤

指導医講習会—新専門医制度について」

東邦大学 皮膚科
教授 石河 晃

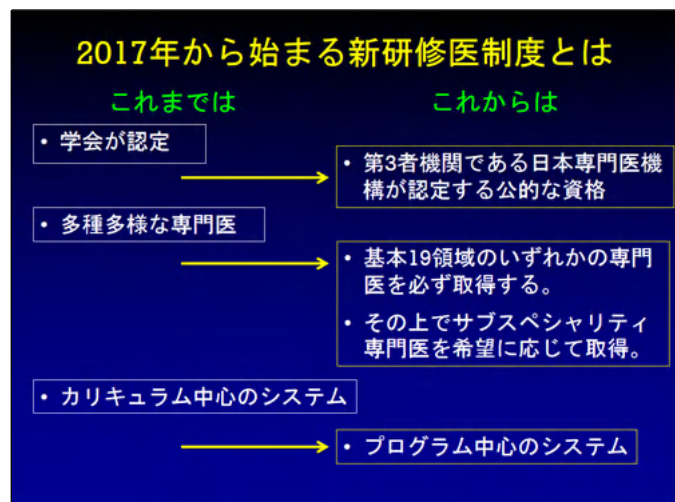
はじめに

2017年度から第三者機関である日本専門医機構による、新しい専門医制度が開始されます。これまで、各学会がそれぞれの基準で専門医を認定してきていましたが、新しい制度では全ての診療領域においてある程度統一された基準で専門医研修と認定が行われます。新制度では初期臨床研修修了後に19の基本診療領域のいずれかの専門医資格を取得することが求められ、その後サブスペシャリティ領域の専門医を目指すこととなっています。日本皮膚科学会

会は2013年よりワーキンググループや各種委員会を組織して対応してきましたが、本日はいよいよ間近に迫った新専門医制度の開始を前に、その概略をお話したいと思います。

研修プログラム制

まず、新しい専門医制度のキーワードの一つである研修プログラム制についてご説明いたします。現在の専門医制度では一定の研修期間の後に到達目標に到達したかどうかを、試験を行うことにより判定し、合格者を専門医として認定しています。到達目標と学習方略を記載したものをカリキュラムと言いますが、現在の制度はカリキュラム中心のシステムで

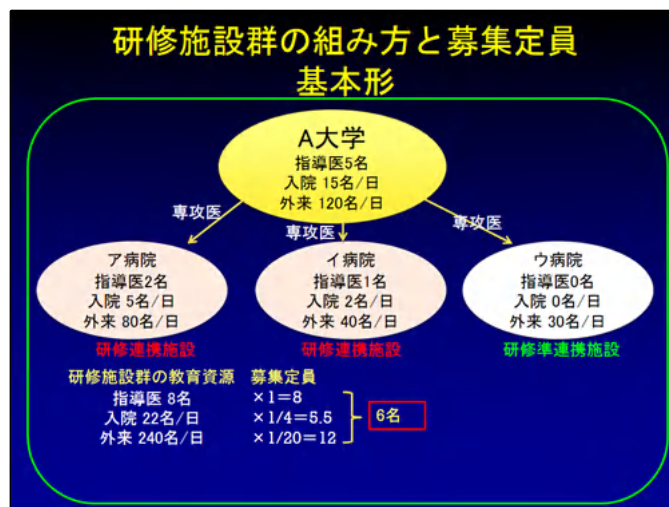


あると言えます。一方、研修プログラムとは、いつ、どこで、誰が、どのような研修や指導を行うかを具体的に記載したものです。そのような研修プログラムを各研修施設が作成し、日本専門医機構が認定することにより研修の質を担保する仕組みが研修プログラム制です。大学病院や大病院など、中心となる研修基幹施設は中小の病院と連携して研修施設群を構成し、具体的な研修内容を策定します。すなわち、研修プログラムには研修体制、診療実績、募集定員、施設群における研修分担、年次ごとの研修内容、週間予定を含む研修方法、各年度の目標などを記載することとなります。皮膚科領域における募集定員は、研修施設群全体の合計数として、1日平均外来患者数、1日平均入院患者数、専門医指導医数を元に上限が設定されます。専門医指導医になるには専門医資格を1回以上更新している、あるいは、指導医講習を受けている皮膚科専門医であり、かつ、過去5年間に1編以上の共著論文があることが必要です。プログラムを作成するにあたり必要な事項が記載された「皮膚科専門研修プログラム整備基準」が日本皮膚科学会ホームページに公開されています。また、その基準に合致したモデル研修プログラムも公開されておりますのでご参照いただきたいと思ひます。

カリキュラムの目標

さて、到達すべき目標と学習方略を記載したカリキュラムは、一般目標、個別目標、経験目標の3つから構成されております。まず、一般目標の筆頭には「医師としての全般的基本能力の修練を基盤に、皮膚疾患の高度な専門的知識・診断・治療技能を修得していること」と書かれています。さらに、医の倫理を確立し、社会的要望に応えることや、生涯学習に努める基盤を作ることなどが謳われています。

個別目標には皮膚科学に関する専門知識、診断技能、治療技能などについて習得すべき内容と到達すべきレベルが25ページにわたって詳細に記述されています。そして今回新しく経験目標が設定されました。臨床経験目標として、カリキュラムに記載された35領域の疾



- ### 新専門医制度に関する資料 (平成27年8月日皮会HPに公開)
- 皮膚科研修カリキュラム
(専門医研修において到達すべき目標を具体的に記したもの)
 - 皮膚科専門医研修プログラム整備基準
(皮膚科のプログラム整備基準を研修基幹施設に向けて記したもの)
 - 研修の記録
(専攻医が新制度に於いて使用する研修記録簿)
 - 皮膚科専門医マニュアル
(新専門医制度の概略を専攻医・指導医に向けて記したもの)
 - 皮膚科専門医研修モデルプログラム
(研修プログラムのひな形。近日公開予定)

患の 90%以上を経験し、指導医の確認を受けることが必要となります。診断技能として貼布試験、ダーモスコピー、皮膚生検などを一定症例数経験することが必須となりました。また、治療技能として紫外線療法、液体窒素療法、手術療法について最低限の経験症例数が規定されました。

研修評価

次に、研修評価についてご説明いたします。プログラム制の下では指導医は専攻医を評価し、フィードバックを与えるという役割がはっきり規定されます。指導医は専攻医の経験した症例を確認し、達成度を評価します。学習の方略と評価方法の詳細については専攻医、指導医に向けた皮膚科専門医研修マニュアルが用意されています。

研修修了要件は次の 5 つからなります。

1. 5 年間以上の研修期間を満たしていること。2. 研修の記録の形成的評価票、年次総合評価票が埋められ、指導医の確認を受けていること。3. 15 例の症例レポートの提出。4. 10 例の手術レポートの提出。5. 規定の講習会、学会発表、論文発表単位を取得すること。これまでの制度との違いは研修評価が重視されたことです。

さて、初期臨床研修修了後に大学院へ進学される方も少なからずいらっしゃると思

います。我が国の皮膚科学の特筆すべき点は研究能力の高い皮膚科医を常に育成してきたことです。科学者の視点を持つことはすぐれた臨床医の資質の一つであると言えます。大学院進学者が研究と平行して皮膚科専門医研修を行えるよう、各施設は実情に合わせたプログラムを作成することが必要です。具体的には社会人大学院生のように日中は皮膚科の診療をしながら夜間等の空き時間に研究を行っている場合は、その期間すべてを研修期間として認めます。また、大学院生として皮膚科以外の臨床講座あるいは基礎系講座にて皮膚科領域に関連する基礎研究に専従する場合は、2 年間で研修期間と認め、この間は指導医による研修評価は不要となります。もちろん研修終了要件はすべて満たす必要があります。

皮膚科は女性医師が多い科です。研修期間中に出産、育児が重なることも想定されます。現行制度では産休、育休、時短勤務のいずれも研修期間としては認められていません。一方、新制度においては半年間の産休、育休が認められます。それ以上の休暇については研修期間延長という形で対応していただくこととなります。また、育児に伴う時短勤務については年間 1,440 時間以上の勤務時間を満たせば研修期間として認め、不足した場合には研修期間延長で対応することとなる予定です。

研修修了要件

1. 5年間以上の研修期間を満たしていること
2. 研修の記録の形成的評価票、年次総合評価票が埋められ、指導医の確認を受けていること。
3. 15症例の経験症例レポート
4. 10例の手術症例レポート
5. 日本皮膚科学会主催講習会、学会発表、論文発表単位(別紙)を取得すること。

新専門医制度への移行

さて、この放送をお聴きの皮膚科医にとって最大の関心事はご自身の専門医資格の新しい制度への移行に関するものであるかもしれません。学会認定専門医は資格更新時に機構の設定した更新基準を満たすことにより、機構認定専門医へ移行することとなります。機構の更新基準とは過去1年間の勤務実態があること、診療実績を証明すること、更新単位を取得することの3つの条件からなります。1番目の勤務実態ですが、過去1年の勤務が非常勤であった場合、原則として週12時間以上皮膚科の診療に従事していることが必要です。2番目の診療実績の証明には2つの方法があります。直近5年以内に診療した100症例についての病名、治療法、転帰などをリストアップして提出する方法と、過去の専門医試験問題の中から出題されるe-testに5回以上合格する方法です。3番目の更新単位の取得は主に講習会の聴講により取得することになります。留学、出産、育児、介護などにより診療や単位取得が出来なくなる際には活動休止を申請していただきます。この休止期間中は専門医を名乗ることが出来なくなりますが、休止した期間に相当する分だけ、更新期限を先送りすることが可能となります。

新制度への移行準備は2017年4月に更新を迎える方から開始されます。すなわち、2017年4月に学会認定専門医として資格更新を行った後から、前述した専門医機構による更新単位の取得を開始します。5年後までに単位をそろえ、次回更新するときに機構専門医として資格移行が行われます。2018年更新予定者以降も順次、同様に移行してゆきます。新制度の更新単位の詳細、移行の手順については日本皮膚科学会ホームページなどをご確認しておいていただきたいと思います。

おわりに

以上、新専門医制度の概略をお話し致しました。研修と評価を重視する新制度は手取り足取りの指導によって、ややもすると専攻医が受け身になりやすいという弊害が生じるかもしれません。指導医はよく説明する、やってみせる、だけではなく、専攻医の心に火をつけることも時には望まれます。この制度が信頼される専門医の育成、そして真に国民のために役立つよう、皮膚科専門医の皆様のご協力を切に願っております。

新専門医制度の資格更新要件

1. 勤務実態

- ① 直近1年間、常勤で勤務
- ② 非常勤の場合には原則として週12時間以上、皮膚科の診療に従事していること

2. 診療実績の証明

- ① 症例一覧の提示(5年間に診療した症例を100例提出)
- ② 試験 (e-testに5回合格)

3. 更新単位50単位

項目	取得単位(合計50単位)
i) 診療実績の証明	最小5単位、最大10単位
ii) 専門医共通講習	最小5単位、最大10単位
iii) 皮膚科領域講習	最小20単位
iv) 学術業績・診療以外の活動	最大10単位